

佐賀県規則第26号

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則

(佐賀県行政組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(防災監)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(防災監)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(局)</u></p> <p><u>第3条 政策部に危機管理・報道局を、地域交流部に文化・観光局及びSAGA2024・SSP推進局を、健康福祉部に男女参画・子ども局（第26条第2項を除き、以下これらの局を単に「局」という。）を置く。</u></p> <p><u>(局の分掌事務)</u></p> <p><u>第3条の2 局の分掌する事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 危機管理・報道局</u></p> <p><u>ア 危機管理に関すること。</u></p> <p><u>イ 報道に関すること。</u></p> <p><u>(2) 文化・観光局</u></p> <p><u>ア 文化に関すること（ウに掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>イ 文化財に関すること。</u></p> <p><u>ウ 観光に関すること。</u></p> <p><u>(3) SAGA2024・SSP推進局</u></p> <p><u>ア SAGAスポーツピラミッド構想（以下「SSP構想」という。）に関すること。</u></p> <p><u>イ SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(分課等)</p> <p>第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 産業労働部</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 新エネルギー産業課</u></p> <p><u>エ～カ</u> 略</p> <p>(7) 農林水産部</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>農山漁村課</u></p> <p>キ～コ 略</p> <p>(8) 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、政策部に危機管理・報道局を、地域交流部に文化・観光局及びSAGA2024・SSP推進局を、健康福祉部に男女参画・こども局を置く。</u></p>	<p><u>ウ その他スポーツに関すること。</u></p> <p>(4) <u>男女参画・こども局</u></p> <p><u>ア 男女共同参画に関すること。</u></p> <p><u>イ 子育てに関すること。</u></p> <p>(分課等)</p> <p>第3条の3 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 産業労働部</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ～オ</u> 略</p> <p>(7) 農林水産部</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>農山村課</u></p> <p>キ～コ 略</p> <p>(8) 略</p> <p><u>2 局の下に、それぞれ次の課を置く。</u></p> <p>(1) <u>危機管理・報道局</u></p> <p><u>ア 危機管理防災課</u></p> <p><u>イ 報道課</u></p> <p>(2) <u>文化・観光局</u></p> <p><u>ア 文化課</u></p> <p><u>イ 観光課</u></p>

改正前	改正後
<p>3 <u>前項の危機管理・報道局に次の課を置く。</u></p> <p>(1) <u>危機管理防災課</u></p> <p>(2) <u>報道課</u></p> <p>4 <u>第2項の文化・観光局に次の課を置く。</u></p> <p>(1) <u>文化課</u></p> <p>(2) <u>観光課</u></p> <p>5 <u>第2項のSAGA2024・SSP推進局に次の課を置く。</u></p> <p>(1) <u>スポーツ課</u></p> <p>(2) <u>SAGAサンライズパーク整備推進課</u></p> <p>6 <u>第2項の男女参画・こども局に次の課を置く。</u></p> <p>(1) <u>男女参画・女性の活躍推進課</u></p> <p>(2) <u>こども未来課</u></p> <p>(3) <u>こども家庭課</u></p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人事課</p>	<p>(3) <u>SAGA2024・SSP推進局</u></p> <p>ア <u>スポーツ課</u></p> <p>イ <u>SAGAサンライズパーク整備推進課</u></p> <p>(4) <u>男女参画・こども局</u></p> <p>ア <u>男女参画・女性の活躍推進課</u></p> <p>イ <u>こども未来課</u></p> <p>ウ <u>こども家庭課</u></p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人事課</p>

改正前	改正後
<p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 行政調査及び行政考査に関すること。</u></p> <p>エ <u>業務改革</u>に関すること。</p> <p>オ～サ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 市町支援課</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 市町村合併に関すること。</u></p> <p><u>ウ 略</u></p> <p><u>エ 市町土地開発公社に関すること。</u></p> <p><u>オ・カ 略</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(地域交流部SAGA2024・SSP推進局各課の分掌事務)</p> <p>第9条の2 地域交流部SAGA2024・SSP推進局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ課</p> <p><u>ア スポーツに係る施策の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>イ～エ 略</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 障害福祉課</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 会計年度任用職員に関すること。</u></p> <p>エ <u>働き方改革</u>に関すること。</p> <p>オ～サ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 市町支援課</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>ウ・エ 略</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(地域交流部SAGA2024・SSP推進局各課の分掌事務)</p> <p>第9条の2 地域交流部SAGA2024・SSP推進局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ課</p> <p><u>ア～ウ 略</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p>第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 障害福祉課</p> <p>ア～ウ 略</p>

改正前	改正後
<p>エ <u>発達障害児及び発達障害者並びに高次脳機能障害児及び高次脳機能障害者の福祉に関すること。</u></p> <p><u>オ</u> 略</p> <p>(健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務)</p> <p>第12条 健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) こども未来課</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ ニート対策の総合調整及び推進に関すること。</u></p> <p><u>ウ</u> 略</p> <p><u>エ 青少年育成県民会議に関すること。</u></p> <p><u>オ</u> 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(産業労働部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業政策課</p> <p>ア～シ 略</p> <p><u>ス 中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興に関すること。</u></p> <p><u>セ 起業化支援に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>エ 発達障害児及び発達障害者の福祉に関すること。</p> <p><u>オ 高次脳機能障害児及び高次脳機能障害者の福祉に関すること。</u></p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ その他障害福祉事業に関すること。</u></p> <p>(健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務)</p> <p>第12条 健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) こども未来課</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ</u> 略</p> <p><u>ウ</u> 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(産業労働部各課の分掌事務)</p> <p>第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 産業政策課</p> <p>ア～シ 略</p> <p>(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>新エネルギー産業課</u></p> <p>ア エネルギー政策の総合調整に関する<u>こと。</u></p> <p>イ <u>新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(4) 企業立地課</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関する</u><u>こと。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(農林水産部各課の分掌事務)</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 園芸農産課</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>農山漁村課</u></p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス～タ 略</p> <p>チ <u>漁港の管理に関する</u><u>こと。</u></p> <p>ツ <u>漁港施設整備事業及び漁港に係る災害復旧事業に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>テ <u>漁港の区域内の公有水面の管理及び埋立てに関する</u><u>こと。</u></p> <p>(7) 農地整備課</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>(3) 企業立地課</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>産業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関する</u><u>こと。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(農林水産部各課の分掌事務)</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 園芸農産課</p> <p>ア <u>さが園芸888運動の企画立案及び推進に関する</u><u>こと。</u></p> <p>イ～オ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>農山村課</u></p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス <u>防災ダムの維持管理事業に関する</u><u>こと。</u></p> <p>セ～チ 略</p> <p>(7) 農地整備課</p> <p>ア・イ 略</p>

改正前	改正後
<p>ウ 国及び県が所有する土地改良財産（海岸保全施設を除く。）の管理に関すること。</p> <p>エ～ナ 略 (8)・(9) 略 (10) 水産課 ア～ウ 略</p> <p><u>エ～シ</u> 略 (県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略 (6) まちづくり課 ア～ク 略</p> <p>(7)・(8) 略 (9) 河川砂防課 ア～エ 略</p> <p>オ 公有水面の埋立てに関すること（港湾課及び<u>農山漁村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p>	<p>ウ 国及び県が所有する土地改良財産（海岸保全施設を除く。）の管理に関すること（<u>農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。</u>）。</p> <p>エ～ナ 略 (8)・(9) 略 (10) 水産課 ア～ウ 略</p> <p><u>エ 漁港の管理に関すること。</u></p> <p><u>オ 漁港施設整備事業及び漁港に係る災害復旧事業に関すること。</u></p> <p><u>カ 漁港の区域内の公有水面の管理及び埋立てに関すること。</u></p> <p><u>キ～ソ</u> 略 (県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略 (6) まちづくり課 ア～ク 略</p> <p><u>ケ 盛土に関すること（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p>(7)・(8) 略 (9) 河川砂防課 ア～エ 略</p> <p>オ 公有水面の埋立てに関すること（港湾課及び<u>農山村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p>

改正前	改正後
<p>カ～ス 略</p> <p>セ 海岸の管理に関すること（港湾課及び<u>農山漁村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>ソ 海岸保全事業に関すること（港湾課及び<u>農山漁村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>タ 海岸の災害復旧に関すること（港湾課及び<u>農山漁村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>（部の主管課等）</p> <p>第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1) 政策部 部の分掌事務に係る政策の<u>調整</u>を推進する第23条第2項に規定する<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>（室）</p> <p>第19条 <u>危機管理防災課に消防保安室を、法務私学課に私立中高・専修学校支援室を、人事課に行政経営室を、さが創生推進課に移住支援室を、文化課に文化財保護室を、スポーツ課に競技力向上推進室を、くらしの安全安心課に交通事故防止特別対策室を、健康福祉政策課にがん撲滅特別対策室を、医務課に医療人材政策室を、障害福祉課に就労支援室を、産業政策課にDX・スタートアップ推進室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に城原川ダム等対策室を置き、室の分</u></p>	<p>カ～ス 略</p> <p>セ 海岸の管理に関すること（港湾課及び<u>農山村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>ソ 海岸保全事業に関すること（港湾課及び<u>農山村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>タ 海岸の災害復旧に関すること（港湾課及び<u>農山村課</u>の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>（部の主管課等）</p> <p>第18条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課等のうちから部の主管課等を次のように定める。</p> <p>(1) 政策部 部の分掌事務に係る政策の<u>企画</u>を推進する第23条第2項に規定する<u>政策企画監</u>のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>（室）</p> <p>第19条 <u>次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。</u></p>

改正前	改正後																												
<p>掌事務は、課長が定める。</p>	<table border="1" data-bbox="1160 304 2027 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 304 1592 344">課</th> <th data-bbox="1592 304 2027 344">室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 344 1592 384">危機管理防災課</td> <td data-bbox="1592 344 2027 384">消防保安室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 384 1592 424">法務私学課</td> <td data-bbox="1592 384 2027 424">私立中高・専修学校支援室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 424 1592 464">人事課</td> <td data-bbox="1592 424 2027 464">行政経営室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 464 1592 504">さが創生推進課</td> <td data-bbox="1592 464 2027 504">移住支援室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 504 1592 544">文化課</td> <td data-bbox="1592 504 2027 544">文化財保護・活用室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 544 1592 584">スポーツ課</td> <td data-bbox="1592 544 2027 584">競技力向上推進室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 584 1592 624">くらしの安全安心課</td> <td data-bbox="1592 584 2027 624">交通事故防止特別対策室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 624 1592 663">健康福祉政策課</td> <td data-bbox="1592 624 2027 663">がん撲滅特別対策室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 663 1592 703">医務課</td> <td data-bbox="1592 663 2027 703">医療人材政策室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 703 1592 743">障害福祉課</td> <td data-bbox="1592 703 2027 743">就労支援室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 743 1592 783">ものづくり産業課</td> <td data-bbox="1592 743 2027 783">コスメティック構想推進室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 783 1592 823">建築住宅課</td> <td data-bbox="1592 783 2027 823">施設整備室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 823 1592 887">河川砂防課</td> <td data-bbox="1592 823 2027 887">城原川ダム等対策室</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1133 900 2027 970">2 室の分掌事務は、それぞれの室が属する課の分掌事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p data-bbox="1160 983 1384 1018">(1) 消防保安室</p> <p data-bbox="1189 1031 1659 1066">ア 市町消防の指導に関すること。</p> <p data-bbox="1189 1078 1951 1114">イ 消防法に基づく危険物の取扱い規制等に関すること。</p> <p data-bbox="1189 1126 2027 1197">ウ 鉄砲火薬類、電気、高圧ガス及び液化石油ガスに関すること。</p> <p data-bbox="1189 1209 1630 1244">エ 航空消防防災に関すること。</p> <p data-bbox="1189 1257 1861 1292">オ 佐賀県防災航空センターの管理に関すること。</p> <p data-bbox="1189 1305 2027 1375">カ 佐賀県防災航空センターの庶務及び会計事務に関すること。</p>	課	室	危機管理防災課	消防保安室	法務私学課	私立中高・専修学校支援室	人事課	行政経営室	さが創生推進課	移住支援室	文化課	文化財保護・活用室	スポーツ課	競技力向上推進室	くらしの安全安心課	交通事故防止特別対策室	健康福祉政策課	がん撲滅特別対策室	医務課	医療人材政策室	障害福祉課	就労支援室	ものづくり産業課	コスメティック構想推進室	建築住宅課	施設整備室	河川砂防課	城原川ダム等対策室
課	室																												
危機管理防災課	消防保安室																												
法務私学課	私立中高・専修学校支援室																												
人事課	行政経営室																												
さが創生推進課	移住支援室																												
文化課	文化財保護・活用室																												
スポーツ課	競技力向上推進室																												
くらしの安全安心課	交通事故防止特別対策室																												
健康福祉政策課	がん撲滅特別対策室																												
医務課	医療人材政策室																												
障害福祉課	就労支援室																												
ものづくり産業課	コスメティック構想推進室																												
建築住宅課	施設整備室																												
河川砂防課	城原川ダム等対策室																												

改正前	改正後
	<p>(2) <u>私立中高・専修学校支援室</u> <u>私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関すること。</u></p> <p>(3) <u>行政経営室</u> <u>ア 職員のサービスのうち、勤務時間、休日及び休暇に関すること。</u> <u>イ 行政組織及び職員の定数に関すること。</u> <u>ウ 会計年度任用職員に関すること。</u> <u>エ 働き方改革に関すること。</u> <u>オ 事務マネジメントの推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>移住支援室</u> <u>移住支援（U J I ターン就職支援を含む。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>文化財保護・活用室</u> <u>ア 文化財の保護及び活用に関すること。</u> <u>イ 銃砲刀剣類の審査登録に関すること。</u> <u>ウ 世界遺産及び無形文化遺産に関すること。</u></p> <p>(6) <u>競技力向上推進室</u> <u>競技力の向上に関すること。</u></p> <p>(7) <u>交通事故防止特別対策室</u> <u>ア 交通安全対策の総合調整及び推進に関すること。</u> <u>イ 交通安全対策会議に関すること。</u> <u>ウ 交通事故相談に関すること。</u></p> <p>(8) <u>がん撲滅特別対策室</u> <u>ア がん対策に関すること。</u> <u>イ 粒子線治療の普及に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に<u>DX・スタートアップ総括監</u>、再生可能エネルギー総括監及び企業立地総括監を置くことができる。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 政策総括監は、上司の命を受けて、知事が特に命ずる事務を<u>掌理する</u>。</p> <p>7・8 略</p> <p>9 <u>DX・スタートアップ総括監</u>は、上司の命を受けて、産業DX及びスタートアップの促進に関する事務を<u>掌理する</u>。</p> <p>10 再生可能エネルギー総括監は、上司の命を受けて、再生可能エネルギー導入の<u>促進</u>に関する事務を<u>掌理する</u>。</p>	<p>(9) <u>医療人材政策室</u> <u>医師、看護師等の医療人材に関すること。</u></p> <p>(10) <u>就労支援室</u> <u>障害者の就労支援に関すること。</u></p> <p>(11) <u>コスメティック構想推進室</u> <u>コスメティック構想の推進に関すること。</u></p> <p>(12) <u>施設整備室</u> <u>公共建築に関すること。</u></p> <p>(13) <u>城原川ダム等対策室</u> <u>ア 城原川ダム事業に関すること。</u> <u>イ 水資源開発計画に関すること。</u> <u>ウ 水需給の調査及び調整に関すること。</u></p> <p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、産業労働部に<u>産業DX・スタートアップ総括監</u>、再生可能エネルギー総括監及び企業立地総括監を置くことができる。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 政策総括監は、上司の命を受けて、知事が特に命ずる事務を<u>掌理し、所属の職員を指揮監督する</u>。</p> <p>7・8 略</p> <p>9 <u>産業DX・スタートアップ総括監</u>は、上司の命を受けて、産業DX及びスタートアップの促進に関する事務を<u>掌理し、所属の職員を指揮監督する</u>。</p> <p>10 再生可能エネルギー総括監は、上司の命を受けて、再生可能エネルギー導入の<u>促進等の産業GX</u>に関する事務を<u>掌理し、所属の職</u></p>

改正前	改正後
<p>11・12 略</p> <p>13 <u>SSP総括監は、上司の命を受けて、SAGAスポーツピラミッド構想（以下「SSP構想」という。）に関する事務を掌理する。</u></p> <p>14 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2 部及び局に<u>政策調整監</u>を、政策部に<u>さがデザイン推進監及び調整監</u>を置くことができる。</p> <p>3 地域交流部SAGA2024・SSP推進局に<u>推進監及びリーダー</u>を置く。</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>課長は、上司の命を受けて、課の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>6 <u>センター長は、上司の命を受けて、センターの分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>7 <u>室長は、上司の命を受けて、室の分掌事務を掌理する。</u></p> <p>8 <u>政策調整監は、上司の命を受けて、部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務を掌理する。</u></p> <p>9 <u>さがデザイン推進監は、上司の命を受けて、さがデザイン施策の推進に関して政策部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>10 <u>調整監は、上司の命を受けて、防衛省からの佐賀空港の自衛隊使用要請に係る同省等との調整に関して政策部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></p> <p>11 <u>推進監は、上司の命を受けて、SSP構想に関する事務を掌理する。</u></p> <p>12 <u>リーダーは、上司の命を受けて、国民スポーツ大会及び全国障害</u></p>	<p><u>員を指揮監督する。</u></p> <p>11・12 略</p> <p>13 <u>SSP総括監は、上司の命を受けて、SSP構想に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>14 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2 部及び局に<u>政策企画監</u>を、政策部に<u>さがデザイン企画監</u>を置くことができる。</p> <p>3 地域交流部SAGA2024・SSP推進局<u>及び産業労働部に推進監又はリーダー</u>を置く。</p> <p>4 略</p>

改正前	改正後												
<p><u>者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）に関する事務を掌理する。</u></p> <p>13 <u>参事及び技術監は、上司の命を受けて、課、センター又は室の分掌事務の一部を掌理する。</u></p> <p>14 <u>検査監は、上司の命を受けて、工事の検査及び工事の管理指導に関する事務を掌理する。</u></p> <p>15 <u>国民保護・防災対策監は、上司の命を受けて、国民保護及び防災に関する事務を掌理する。</u></p> <p>16 <u>情報監は、上司の命を受けて、地域及び行政の情報化に関する事務を掌理する。</u></p> <p>17 <u>監査監は、上司の命を受けて、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務を掌理する。</u></p> <p>18 <u>団体検査・指導監は、上司の命を受けて、農林水産業に係る協同</u></p>	<p>5 <u>第1項から第3項までに規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 469 2022 842"> <tbody> <tr> <td>課長</td> <td>課の分掌事務</td> </tr> <tr> <td>センター長</td> <td>センターの分掌事務</td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>室の分掌事務</td> </tr> <tr> <td>政策企画監</td> <td>部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務</td> </tr> <tr> <td>さがデザイン企画監</td> <td>さがデザイン施策の推進に関して部長が特に命ずる事務</td> </tr> <tr> <td>推進監又はリーダー</td> <td>部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	課長	課の分掌事務	センター長	センターの分掌事務	室長	室の分掌事務	政策企画監	部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務	さがデザイン企画監	さがデザイン施策の推進に関して部長が特に命ずる事務	推進監又はリーダー	部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務
課長	課の分掌事務												
センター長	センターの分掌事務												
室長	室の分掌事務												
政策企画監	部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務												
さがデザイン企画監	さがデザイン施策の推進に関して部長が特に命ずる事務												
推進監又はリーダー	部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務												

改正前	改正後												
<p><u>組合その他の関係団体に関する事務を掌理する。</u></p> <p>第24条 略</p> <p>2 課、<u>センター及び室</u>に企画主幹を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上司の命を受けて、<u>課長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>8 企画主幹は、上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>9 略</p> <p>10 副技術監は、上司の命を受けて、課及び入札・検査センターの分</p>	<p>6 <u>第4項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 427 2020 922"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 427 1458 512"><u>参事又は技術監</u></td> <td data-bbox="1467 427 2020 512"><u>課若しくはセンター又は室の分掌事務の一部</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 518 1458 592"><u>検査監</u></td> <td data-bbox="1467 518 2020 592"><u>工事の検査及び工事の管理指導に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 598 1458 671"><u>国民保護・防災対策監</u></td> <td data-bbox="1467 598 2020 671"><u>国民保護及び防災に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 678 1458 719"><u>情報監</u></td> <td data-bbox="1467 678 2020 719"><u>地域及び行政の情報化に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 726 1458 842"><u>監査監</u></td> <td data-bbox="1467 726 2020 842"><u>社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 849 1458 922"><u>団体検査・指導監</u></td> <td data-bbox="1467 849 2020 922"><u>農林水産業に係る協同組合その他の関係団体に関する事務</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第24条 略</p> <p>2 課及び<u>センター並びに室</u>に企画主幹を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上司の命を受けて、<u>室長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>8 企画主幹は、上司の命を受けて、課長、<u>センター長又は室長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>9 略</p> <p>10 副技術監は、上司の命を受けて、課及び入札・検査センターの分</p>	<u>参事又は技術監</u>	<u>課若しくはセンター又は室の分掌事務の一部</u>	<u>検査監</u>	<u>工事の検査及び工事の管理指導に関する事務</u>	<u>国民保護・防災対策監</u>	<u>国民保護及び防災に関する事務</u>	<u>情報監</u>	<u>地域及び行政の情報化に関する事務</u>	<u>監査監</u>	<u>社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務</u>	<u>団体検査・指導監</u>	<u>農林水産業に係る協同組合その他の関係団体に関する事務</u>
<u>参事又は技術監</u>	<u>課若しくはセンター又は室の分掌事務の一部</u>												
<u>検査監</u>	<u>工事の検査及び工事の管理指導に関する事務</u>												
<u>国民保護・防災対策監</u>	<u>国民保護及び防災に関する事務</u>												
<u>情報監</u>	<u>地域及び行政の情報化に関する事務</u>												
<u>監査監</u>	<u>社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務</u>												
<u>団体検査・指導監</u>	<u>農林水産業に係る協同組合その他の関係団体に関する事務</u>												

改正前	改正後
<p>掌事務のうち、課長が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>11 略</p> <p>第25条 課、<u>センター及び室</u>に係長を置くことができる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、<u>課、センター又は室</u>の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>第26条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 出納局の課長にあつては<u>第23条第4項、センター長</u>にあつては<u>同条第5項</u>に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、その職務を代行する。</p> <p>第27条 地域交流部SAGA2024・SSP推進局に、SAGA2024・SSP推進局長、推進監及びリーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、<u>SSP構想又はSAGA2024に関する事務</u>の一部を処理する。</p> <p>第27条の2 政策部に、政策部長、政策統括監、政策総括監、さがデザイン総括監、<u>政策調整監、さがデザイン推進監及び調整監</u>を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次</p>	<p>掌事務のうち、課長又は<u>センター長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>11 略</p> <p>第25条 課及び<u>センター並びに室</u>に係長を置くことができる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、<u>課及びセンター並びに室</u>の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>第26条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 出納局の課長及び<u>センター長</u>にあつては、<u>第23条第5項</u>に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、その職務を代行する。</p> <p>第27条 地域交流部SAGA2024・SSP推進局に、SAGA2024・SSP推進局長、<u>SSP総括監</u>、推進監及びリーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、<u>次に掲げる事務</u>の一部を処理する。</p> <p>(1) <u>SSP構想に関すること。</u></p> <p>(2) <u>スポーツ産業の振興に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツに係る施策の総合調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>MICEの誘致及び開催に関すること。</u></p> <p>(5) <u>SAGA2024に関すること。</u></p> <p>第27条の2 政策部に、政策部長、政策統括監、政策総括監、さがデザイン総括監、<u>政策企画監及びさがデザイン企画監</u>を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次</p>

改正前	改正後
<p>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>第27条の3 前2条に規定するもののほか、部又は局に、部長又は局長及び政策調整監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の調整に関する事務の一部を処理する。</p>	<p>に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) SAGA2024における行幸啓等の皇室に関すること。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>第27条の3 産業労働部に、部長、産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監又は推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p><u>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務を処理する。</u></p> <p><u>(1) 産業DX及びスタートアップに係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) 産業GXに係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー政策の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(4) 新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関すること。</u></p> <p>第27条の4 前3条に規定するもののほか、部又は局に、部長又は局長及び政策企画監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、部又は局の分掌事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務の一部を処理する。</p>

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

第2条 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 局 <u>組織規則第3条第2項</u>に規定する局をいう。</p> <p>(3) 課等 <u>組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第23条第2項に規定する政策調整監のうちから知事が指定する職員</u>（この号において単に「<u>政策調整監</u>」という。）及び当該<u>政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定するリーダー及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する</u>かいをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 局 <u>組織規則第3条</u>に規定する局をいう。</p> <p>(3) 課等 <u>組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監のうちから知事が指定する職員</u>（以下この号において単に「<u>政策総括監</u>」という。）又は<u>組織規則第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員</u>（以下この号において単に「<u>政策企画監</u>」という。）及び<u>当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定するリーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第2項に規定する産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐</u></p>

改正前	改正後
<p>(4)～(8) 略 附 則 1・2 略</p> <p>別表第 1 (第 2 条の 2 関係)</p>	<p><u>賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第 2 条第 1 項に規定する教育委員会事務局の課、教育組織規則第 9 条第 2 項に規定する推進監並びに当該推進監が指揮監督する教育組織規則第14条の 3 第 1 項及び第16条の 3 第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第 9 条第 2 項に規定するリーダー並びに当該リーダーが指揮監督する教育組織規則第14条の 2 第 1 項及び第16条の 2 第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第 5 条第 1 項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第35号）第 2 条第 7 号に規定するかいをいう。</u></p> <p>(4)～(8) 略 附 則 1・2 略</p> <p><u>3 当分の間、室（組織規則第19条第 1 項及び教育組織規則第 5 条第 1 項に規定する室をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び当該室が属する課等との間で所管換をしようとする場合については、第17条及び第18条の規定にかかわらず、所管換をしようとする財産の財産管理者が当該財産と当該財産に係る台帳及び書類を所管換を受けようとする者に引き継ぎ、所管換を受けようとする者がそれらを照合することをもって足りるものとする。</u></p> <p><u>4 当分の間、第33条又は第34条の規定により室の長が作成する台帳は、これらの規定により当該室が属する課等の長が作成する台帳の一部とみなす。この場合において、第40条の規定により室の長が行う報告は、当該室が属する課等の長が取りまとめて報告することをもって足りるものとする。</u></p> <p>別表第 1 (第 2 条の 2 関係)</p>

改正前					改正後				
公有財産事務執行区分表					公有財産事務執行区分表				
項目	区分	知事	部長	課等の長	項目	区分	知事	部長又は局長	課等の長
略					略				

(佐賀県財務規則の一部改正)

第3条 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条第1項及び第3項から第6項までに規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</u></p> <p>(2) 部長 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部の長、出納局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長をいう（第3章を除く。）。)</p> <p>(3) 本庁等の各課 <u>組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第23条第2項に規定する政策調整監のうちから知事が指定する職員（この号及</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条の3第1項及び第2項に規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</u></p> <p>(2) 部長 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部の長、<u>組織規則第3条に規定する局の長</u>、出納局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長をいう（第3章を除く。）。)</p> <p>(3) 本庁等の各課 <u>組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、</u></p>

改正前	改正後
<p>び次号において単に「<u>政策調整監</u>」という。)及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策調整監及び当該政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する推進監(以下「<u>推進監</u>」という。)及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第23条第3項に規定するリーダー(以下「<u>リーダー</u>」という。)及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p>	<p>労働委員会事務局、議会事務局、<u>組織規則第22条第2項に規定する政策総括監のうちから知事が指定する職員</u>(以下この号及び次号において単に「<u>政策総括監</u>」という。)又は組織規則第23条第2項に規定する<u>政策企画監のうちから知事が指定する職員</u>(以下この号及び次号において単に「<u>政策企画監</u>」という。)及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策企画監及び当該政策企画監</u>が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該SSP総括監又は推進監</u>が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>組織規則第23条第3項に規定するリーダー及び当該リーダー</u>が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>組織規則第22条第2項に規定する産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監</u>が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>教育組織規則第9条第2項に規定する推進監</u>(以下この号及び次号において「<u>教育委員会事務局の推進監</u>」という。)並びに当該教育委員会事務局の推進監が指揮監督する教育組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育組織規則第9条第2項に規定するリーダー(以下この号及び次号において「<u>教育委員会事務局のリーダー</u>」という。)並びに当該教育委員会事務局のリーダーが指揮監督する教育組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1</p>

改正前	改正後
<p>(4) 本庁等の各課の長 <u>政策調整監、推進監、リーダー、組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育委員会事務局の課の長、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</u></p> <p>(5) <u>局長 組織規則第3条第2項に規定する局の長をいう。</u></p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 <u>組織規則第24条第1項、第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項に規定する副課長及び副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、消防保安室長、私立中高・専修学校支援室長、行政経営室長、移住支援室長、文化財保護室長、競技力向上推進室長、交通事故防止特別対策室長、がん撲滅特別対策室長、医療人材政策室長、就労支援室長、DX・スタートアップ推進室長、コスメティック構想推進室長、施設整備室長、城原川ダム等対策室長、特別支援教育室長、プロジェクトE推進室長、生徒支援室長並びに人権・同和教育室長をいう。</u></p> <p>(7)～(20) 略 (事務委任)</p> <p>第3条 部長、本庁等の各課の長及び<u>かい</u>の長（県外にある<u>かい</u>の長を除く。）は、支出事務関係一覧表（別表第1）のA欄に定める金</p>	<p><u>項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>政策総括監、産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、SSP総括監、政策企画監、推進監、リーダー、組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課の長、教育委員会事務局の推進監、教育委員会事務局のリーダー、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</u></p> <p>(5) <u>室長 組織規則第19条第1項及び教育組織規則第5条第1項に規定する室（以下「室」という。）の長をいう。</u></p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 <u>組織規則第24条第1項及び第2項、第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項及び第27条の4第1項に規定する副課長、副センター長、副室長及び企画主幹、教育組織規則第12条第1項、第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条に規定する教育委員会事務局副課長、教育組織規則第13条第1項に規定する教育委員会事務局副室長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長並びに議会事務局総務課副課長をいう。</u></p> <p>(7)～(20) 略 (事務委任)</p> <p>第3条 部長、本庁等の各課の長及び<u>室長並びにかい</u>の長（県外にある<u>かい</u>の長を除く。）は、支出事務関係一覧表（別表第1）のA欄</p>

改正前	改正後
<p>額の範囲内における支出負担行為及びこれに伴う支出命令並びに同欄に定める金額の範囲内の物品の取得及び処分並びにこれらに伴う出納通知を行うものとする。ただし、部長が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長が行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 本庁等の各課の長及びかいの長は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 前各項に規定するものを除き、知事が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長が行う。</p> <p>(事務の再委任)</p> <p>第3条の2 前条の規定により事務の委任を受けた者（県外にあるかいの長を除く。）は、その事務を集約化して行うことが事務の効率化に資すると認めるときは、支出負担行為及び第117条の規定により行う監督、検査又は確認の事務を他の部長、本庁等の各課の長及びかいの長に行わせることができる。</p> <p>(専決等)</p> <p>第3条の3 局長は、別表第1のA欄の部長の区分に係る支出負担</p>	<p>に定める金額の範囲内における支出負担行為及びこれに伴う支出命令並びに同欄に定める金額の範囲内の物品の取得及び処分並びにこれらに伴う出納通知を行うものとする。ただし、部長が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長及び室長が行うものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 本庁等の各課の長及び室長並びにかいの長は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 前各項に規定するものを除き、知事が行う支出負担行為に伴う支出命令並びに物品の取得及び処分に伴う出納通知は、当該事務を所掌する本庁等の各課の長又は室長が行う。</p> <p><u>7 第1項及び前2項の規定により室長が行うことができる事務は、室長が所属する課の本庁等の各課の長に配当された予算のうち、室の分掌事務（組織規則第19条第2項及び教育組織規則第5条第2項に規定する室の分掌事務をいう。）に関するものの範囲内とする。</u></p> <p>(事務の再委任)</p> <p>第3条の2 前条の規定により事務の委任を受けた者（県外にあるかいの長を除く。）は、その事務を集約化して行うことが事務の効率化に資すると認めるときは、支出負担行為及び第117条の規定により行う監督、検査又は確認の事務を他の部長、本庁等の各課の長、室長及びかいの長に行わせることができる。</p> <p>(専決等)</p> <p>第3条の3</p>

改正前	改正後
<p><u>行為に関する事務のうち部長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。</u></p> <p>2 本庁等の各課の副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、次に掲げる事務のうち課長又は<u>かい</u>の長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 <u>局長、副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、前2項の規定により常時決裁することができる事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるもの又は上司の意見を求めることが適当であると認められるものの処理に当たっては、上司に報告し、意見を求め、又はその指示を受けて処理する等の措置を講じ、事務の適正な処理に努めなければならない。</u></p> <p>(職務代行)</p> <p>第5条 部長、本庁等の各課の長又は<u>かい</u>の長（以下この条において「部長等」という。）が不在のため部長等の職務を行使することができない場合において、他の規則その他の規程の規定により部長等の職務を代決することができる者は、第3条及び第100条に掲げる事務については、急施を要する場合に限りこれを代行することができる。この場合において、代行者は、事後速やかに、部長等にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(支出負担行為の変更又は取消し)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 前項に規定する支出負担行為の変更については、別に定めるところにより部長<u>又は</u>本庁等の各課の長が専決することができる。</p> <p>(取得の決定)</p>	<p>本庁等の各課の副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、次に掲げる事務のうち課長、<u>室長</u>又は<u>かい</u>の長が定める事務に関するものに限り、その責任において常時決裁することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 副課長並びに県立学校の統括事務長及び事務長は、<u>前項</u>の規定により常時決裁することができる事務のうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるもの又は上司の意見を求めることが適当であると認められるものの処理に当たっては、上司に報告し、意見を求め、又はその指示を受けて処理する等の措置を講じ、事務の適正な処理に努めなければならない。</p> <p>(職務代行)</p> <p>第5条 部長、本庁等の各課の長、<u>室長</u>又は<u>かい</u>の長（以下この条において「部長等」という。）が不在のため部長等の職務を行使することができない場合において、他の規則その他の規程の規定により部長等の職務を代決することができる者は、第3条及び第100条に掲げる事務については、急施を要する場合に限りこれを代行することができる。この場合において、代行者は、事後速やかに、部長等にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(支出負担行為の変更又は取消し)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 前項に規定する支出負担行為の変更については、別に定めるところにより部長、<u>本庁等の各課の長</u><u>又は室長</u>が専決することができる。</p> <p>(取得の決定)</p>

改正前	改正後
<p>第145条 略 2～4 略</p> <p>5 総務事務センター長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とする本庁等の各課の長又はかゝいの長に送付しなければならない。 (受入れ)</p> <p>第146条 略</p> <p>2 前条第5項の規定による送付を受けた本庁等の各課の長又はかゝいの長は、当該物品の検査をし、総務事務センター長に検査結果を報告しなければならない。</p> <p>3～5 略 (単価契約に係る物品の場合の特例)</p> <p>第146条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総務事務センター長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とした本庁等の各課の長又はかゝいの長に送付しなければならない。 (証拠書類の編さん)</p> <p>第194条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる証拠書類は会計管理者が、同項第2号に掲げる証拠書類は本庁等の各課の長及びかゝいの長が編さんしなければならない。 (証拠書類の保管および保存年限)</p> <p>第195条 略</p>	<p>第145条 略 2～4 略</p> <p>5 総務事務センター長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とする本庁等の各課の長、<u>室長</u>又はかゝいの長に送付しなければならない。 (受入れ)</p> <p>第146条 略</p> <p>2 前条第5項の規定による送付を受けた本庁等の各課の長、<u>室長</u>又はかゝいの長は、当該物品の検査をし、総務事務センター長に検査結果を報告しなければならない。</p> <p>3～5 略 (単価契約に係る物品の場合の特例)</p> <p>第146条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 総務事務センター長は、前項の規定により支出負担行為をしたときは、支出負担行為通知書を、当該物品の購入を必要とした本庁等の各課の長、<u>室長</u>又はかゝいの長に送付しなければならない。 (証拠書類の編さん)</p> <p>第194条 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる証拠書類は会計管理者が、同項第2号に掲げる証拠書類は本庁等の各課の長、<u>室長</u>及びかゝいの長が編さんしなければならない。 (証拠書類の保管および保存年限)</p> <p>第195条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 前項に定めるもののほか、証拠書類は、本庁等の各課の長及びかいの長が必要と認める期間保管するものとする。 (亡失・損傷届)</p> <p>第200条 本庁等の各課の長又はかいの長は、法第243条の2第1項に規定する職員がその保管に係る現金、有価証券、保管物品又は占有動産若しくは使用物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに、亡失・損傷届を会計管理者を経由して、知事に送付しなければならない。</p> <p>附 則 1～4</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、証拠書類は、本庁等の各課の長、<u>室長</u>及びかいの長が必要と認める期間保管するものとする。 (亡失・損傷届)</p> <p>第200条 本庁等の各課の長、<u>室長</u>又はかいの長は、法第243条の2の2第1項に規定する職員がその保管に係る現金、有価証券、保管物品又は占有動産若しくは使用物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに、亡失・損傷届を会計管理者を経由して、知事に送付しなければならない。</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>5 <u>当分の間、この規則の規定により室長が備え、又は整理することとされる帳簿その他の書類については、当該室長が所属する課の本庁等の各課の長が備え、又は整理する帳簿その他の書類と兼ねることができる。</u></p> <p>6 <u>当分の間、室及び当該室が属する本庁等の各課との間で管理換をしようとする場合については、第153条の規定にかかわらず、管理換をしようとする物品の物品管理員が当該物品と当該物品に関する帳簿その他の書類を管理換を受けようとする者に引き継ぎ、管理換を受けようとする者がそれらを照合することをもって足りるものとする。</u></p>

別表第1中「本庁等の各課の長」を「本庁等の各課の長又は室長」に、同表の注5中「第3条の3第2項第1号」を「第3条の3第1項第1号」に改める。

(佐賀県特定調達契約規則の一部改正)

第4条 佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 部局等 財務規則第2条第3号に規定する本庁等の各課及び同条第7号に規定するかいをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 部局等 財務規則第2条第3号に規定する本庁等の各課、<u>同条第5号に規定する室</u>及び同条第7号に規定するかいをいう。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(佐賀県公有財産規則の改正に係る経過措置)

第2条 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の佐賀県公有財産規則（以下「旧公有財産規則」という。）の規定により課等（旧公有財産規則第2条第3号に規定する課等をいう。）の長が管理していた財産（旧公有財産規則第2条第4号に規定する財産をいう。以下同じ。）のうち、第1条の規定による改正後の佐賀県行政組織規則第19条第2項及び佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則（令和5年佐賀県教育委員会規則第3号）による改正後の佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第5条第2項に規定する室の分掌事務（以下「室の分掌事務」という。）に係る財産については、第2条の規定による改正後の佐賀県公有財産規則第17条及び第18条の規定により所管換がなされたものとみなし、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後は当該室の分掌事務を所掌する室の長が管理するものとする。

(佐賀県財務規則の改正に係る経過措置)

第3条 第3条の規定による改正後の佐賀県財務規則（次項において「新財務規則」という。）の規定は、令和5年度以後の予算（同年度に繰り越された令和4年度以前の予算を含む。）に係る財務に関する事務の処理について適用し、令和4年度以前の予算（令和5年度に繰り越された令和4年度以前の予算を除く。）に係る財務に関する事務の処理については、なお従前の例による。

2 前項の規定に関わらず、この規則の施行の際、第3条の規定による改正前の佐賀県財務規則（以下「旧財務規則」という。）の規定により本庁等の各課の長（旧財務規則第2条第4号に規定する本庁等の各課の長をいう。）が管理していた物品のうち、室の分掌事務に係る物品については、新財務規則第153条の規定により管理換がなされたものとみなし、施行日以後は当該室の分掌事務を所掌する室長が管理するものとする。